

令和8年度 最上広域水道 天日乾燥床汚泥搬出処理業務委託
業務委託契約書（書式）

排出事業者 山形県企業管理者（以下「発注者」という。）と、収集運搬及び処分業者
（以下「受注者」という。）は、発注者の事業場から排出される産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務に関して次のとおり委託契約を締結する。

第1条（法の遵守）

発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1.（受注者の事業範囲）

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

[産業廃棄物]

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業範囲：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

◎処分に関する事業範囲

[産業廃棄物]

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業範囲：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

2.（委託する産業廃棄物の種類、予定数量及び委託単価）

発注者が、受注者に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、予定数量及び委託単価は次のとおりとする。

◎収集・運搬に関する種類、予定数量及び委託単価

種類：_____汚泥（浄水）_____

予定数量：_____453m³_____

単価(税込)：_____円（うち消費税及び地方消費税額_____円）

契約保証金：（100分の10に相当する金額以上の額）。ただし、山形県公営企業財務規程第145条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。※契約締結時は、「金〇〇〇円」又は「免除」と修正すること。

3.（処分の場所、方法及び処理能力）

受注者は、発注者から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称：_____

所在地：_____

処分の方法：_____

施設の処理能力：_____

4.（処理と再生利用）

発注者から受注者に委託された産業廃棄物は、再生利用を目的とした中間処理を行い、処理後の製品は建設汚泥のリサイクルに準じて土木資材等として再生利用することとし、最終処分場への埋め立

て処分は行わないものとする。

5. (マニフェスト)

発注者は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要な事項を記入し、受注者に交付する。

受注者は、それぞれ定められた期間内に、それぞれの運搬区間に応じたマニフェスト B 2 票 (状況により B 4 票、B 6 票)、処分においてはマニフェスト D 票を発注者に提出する。

発注者・受注者共に電子マニフェストシステムに加入している場合は、電子マニフェストにて廃棄物の収集運搬及び処分状況を管理するものとする。

6. (収集運搬過程における積替保管)

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

第 3 条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドラインを参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ 委託者が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)第2条第5項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第2項に規定する第一種指定化学物質(同法第5条第1項の規定により第一種指定化学物質等取扱事業者が排出量及び移動量を把握しなければならない第一種指定化学物質に限る。)が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合

キ その他取扱いに関する注意事項

2. 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は通知する変動幅の範囲について、あらかじめ受注者と協議の上、定めることとする。

3. 発注者は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のおりであることを確認し、受注者に引き渡すこととする。

4. 発注者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確に漏れなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。

5. 発注者は、次の産業廃棄物について、以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において実施した環境基準等の分析証明書を受注者に提示する。

産業廃棄物の種類： 汚泥(浄水)

提示する時期又は回数： 1回

第 4 条 (実地確認)

1 発注者は、本委託契約書に係る受注者の事業の用に供する施設を本委託契約書の有効期間中に 1 回以上視察し、処理の実施の状況その他適正な処理のために必要な事項を実地に確認する。

2 受注者は、やむを得ない場合を除き、前項の候による実地確認を拒んではならない。

3 発注者及び受注者は、第 1 項の実地確認ごとに当該実地確認の結果を書面に記録し、5 年間保存する。

4 発注者は、実地確認の結果、産業廃棄物の適正な処理を確保する上で、乙の事業に問題があると認められる場合には、適切な措置を講じなければならない。

5 第 1 項から前項までの実地確認に必要な事項等は、発注者及び受注者の協議により定める。

第5条（発注者、受注者の責任範囲）

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。なお、この間に発生した事故については、その原因が発注者の責に帰すべき場合を除き、受注者が責任を負う。

第6条（再委託の禁止）

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託業務の一部の再委託について書面により発注者の承認を得た場合、又は発注者が軽微なものと判断した業務の一部を再委託する場合は、この限りでない。

第7条（権利及び義務の譲渡禁止）

受注者は、本契約上の義務を第三者に譲渡、又は継承させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第8条（業務の一時停止）

受注者は、やむを得ない事由があるときは、発注者の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、受注者は発注者にその事由を説明し、かつ発注者における影響が最小限となるよう努力する。

第9条（報酬・消費税）

1. 発注者の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める委託単価に基づき算出する。
2. 発注者の委託する業務に務対する報酬についての消費税は、発注者が負担する。
3. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項等により不相当となったときは、発注者受注者双方の協議によりこれを改定することができる。

第10条（業務完了報告等）

1. 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。
2. 発注者は、前項の業務完了報告書を受領したときには、その日から起算して10日以内に成果品について検査を行わなければならない。
3. 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。前項の規定は、この場合準用する。

第11条（委託料の支払）

1. 受注者は、産業廃棄物の収集運搬及び処分の一連の業務が完了した毎に、発注者に作業報告書類を提出し確認を受けた後、発注者に対し委託料の支払いを請求することができるものとする。
2. 発注者は、前項の規定による請求を受けたときはその日から起算して30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

第12条（内容の変更）

1. 発注者又は受注者は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、発注者と受注者で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。
2. 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。
3. 受注者は、必要がある場合には、発注者に対し労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う委託料の変更について申出を行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、その可否について迅速かつ適切に協議を行うものとする。

第13条（機密保持）

1. 受注者は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
2. 受注者は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」

を遵守しなければならない。

第14条（契約の解除）

1. 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。
 - (1) この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めるとき。
 - (2) この契約の履行について、不正の行為があったとき。
 - (3) 正当な理由がなく、この契約の履行を怠ったとき。
 - (4) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
 - (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
2. 発注者は、前項各号に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、発注者、受注者協議して定める。
3. 第1項第1号から第3号まで又は第5号の規定によりこの契約を解除する場合には、契約保証金は、発注者に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合には、受注者は、発注者に対し解除違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。
4. 第1項第4号の規定によりこの契約を解除する場合には、受注者は、発注者に与えた損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。
5. 発注者は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により受注者に通知するものとする。

第14条の2（談合等に係る契約解除）

1. 前条に定める場合のほか、発注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。
 - (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。
 - (2) 受注者が独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。
 - (3) 受注者が前2号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
 - (4) 受注者（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律

(平成12年法律第130号)第4条の規定による刑に処せられたとき。

2. 受注者は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。
3. この契約の履行後に、受注者が第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。
4. 第2項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

第15条 (遅延利息)

1. 受注者は、発注者の責めに帰する理由により第11条の規定による契約金額等の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるときは、発注者はこれを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
2. 発注者は、その責めに帰する理由により第10条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間の日数を第11条第2項に規定する支払期間の日数から差し引くものとし、また、その遅延期間が支払期間の日数を超えるときは、支払期間は満了したものとみなし、その超える日数に応じ、前項の遅延利息を支払うものとする。

第16条 (履行遅滞違約金)

1. 受注者がその責めに帰すべき理由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、当該履行期限後相当の期間内に完了する見込みがあると認められるときは、発注者は、受注者から違約金を徴収して当該履行期限を延長することができる。
2. 前項の違約金の額は委託料から既成部分又は既成部分相当額を控除した額に対して、遅延日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額とする。

第17条 (履行不能の場合の措置)

受注者は、天災その他その責めに帰することができない事由により、この契約の全部又は一部を履行することができないときは、発注者の承認を得て当該部分についての義務を免れるものとし、発注者は、当該部分についての委託料の支払を免れるものとする。

第18条 (事故発生の通知)

受注者は、委託業務の処理に関し事故が生じたときは、直ちに発注者に対し通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。

第19条 (疑義についての事項)

この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、発注者、受注者協議して定めるものとする。

第20条 (契約期間)

この契約は、有効期間を契約締結の日から令和8年12月18日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、発注者、受注者は各々記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 8年 4月 日

発注者 山形市松波二丁目8番1号
山形県企業管理者 印

受注者 印

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(安全管理の確認)

第10 発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。